



平成18年 6 月 7 日

各 位

会 社 名 三井住友建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田博之
(コード番号1821 東証・大証1部)
問合せ先 総務・法務部長 今上由雄
(TEL 03 - 5332 - 7228)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月19日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

記

表中の網掛部分(■)が訂正箇所になります。

<訂正前>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(第一回優先株式の買受け) 第11条の5 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第一回優先株式を買受けすることができる。	(第一回優先株式の取得) 第11条の5 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第一回優先株式を取得することができる。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
(第一回優先株式の買受け) 第11条の5 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第一回優先株式を買受けすることができる。	(第一回優先株式の取得) 第11条の5 当社は、いつでも分配可能額をもって、第一回優先株式を取得することができる。

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
(第二回A種優先株式の買受け) 第11条の13 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第二回A種優先株式を買受けすることができる。	(第二回A種優先株式の取得) 第11条の13 当社は、いつでも株主に配当すべき剰余金をもって、第二回A種優先株式を取得することができる。

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
(第二回A種優先株式の買受け) 第11条の13 当社はいつでも株主に配当すべき利益をもって、第二回A種優先株式を買受けすることができる。	(第二回A種優先株式の取得) 第11条の13 当社は、いつでも分配可能額をもって、第二回A種優先株式を取得することができる。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 A 種優先株式の買受け) 第11条の21 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 A 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 A 種優先株式の取得) 第11条の21 当社は、いつでも株主に <u>配当すべき剰余金</u> をもって、第三回 A 種優先株式の全部または一部を契約により <u>取得</u> することができる。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 A 種優先株式の買受け) 第11条の21 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 A 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 A 種優先株式の取得) 第11条の21 当社は、いつでも <u>分配可能額</u> をもって、第三回 A 種優先株式の全部または一部を契約により <u>取得</u> することができる。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 B 種優先株式の買受け) 第11条の29 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 B 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 B 種優先株式の取得) 第11条の29 当社は、いつでも株主に <u>配当すべき剰余金</u> をもって、第三回 B 種優先株式の全部または一部を契約により <u>取得</u> することができる。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 B 種優先株式の買受け) 第11条の29 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 B 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 B 種優先株式の取得) 第11条の29 当社は、いつでも <u>分配可能額</u> をもって、第三回 B 種優先株式の全部または一部を契約により <u>取得</u> することができる。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 C 種優先株主に対する配当金) 第11条の33 2. ある <u>営業年度</u> において第三回 C 種優先株主または第三回 C 種優先登録質権者に対して支払う <u>利益配当金</u> の額が第三回 C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌 <u>営業年度</u> 以降に累積しない。	(第三回 C 種優先株主に対する配当金) 第11条の33 2. ある <u>事業年度</u> において第三回 C 種優先株主または第三回 C 種優先登録株式質権者に対して支払う <u>期末配当金</u> の額が第三回 C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌 <u>事業年度</u> 以降に累積しない。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 C 種優先株主に対する配当金) 第11条の33 2. ある <u>営業年度</u> において第三回 C 種優先株主または第三回 C 種優先登録質権者に対して支払う <u>利益配当金</u> の額が第三回 C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌 <u>営業年度</u> 以降に累積しない。	(第三回 C 種優先株主に対する配当金) 第11条の33 2. ある <u>事業年度</u> において第三回 C 種優先株主または第三回 C 種優先登録株式質権者に対して支払う <u>期末配当金</u> の額が第三回 C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌 <u>事業年度</u> 以降に累積しない。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 C 種優先株式の買受け) 第11条の36 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 C 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 C 種優先株式の取得) 第11条の36 当社は、いつでも株主に <u>配当すべき剰余金</u> をもって、第三回 C 種優先株式の全部または一部を契約により <u>取得</u> することができる。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 C 種優先株式の買受け) 第11条の36 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 C 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 C 種優先株式の取得) 第11条の36 当社は、いつでも <u>分配可能額</u> をもって、第三回 C 種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 D 種優先株式の買受け) 第11条の43 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 D 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 D 種優先株式の取得) 第11条の43 当社は、いつでも株主に <u>配当すべき剰余金</u> をもって、第三回 D 種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(第三回 D 種優先株式の買受け) 第11条の43 当社はいつでも株主に <u>配当すべき利益</u> をもって、第三回 D 種優先株式の全部または一部を契約により <u>買受け</u> ることができる。	(第三回 D 種優先株式の取得) 第11条の43 当社は、いつでも <u>分配可能額</u> をもって、第三回 D 種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。

< 訂正前 >

現 行 定 款	変 更 案

< 訂正後 >

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u> 第19条の規定にかかわらず、平成17年6月29日開催の第2期定時株主総会および平成17年7月28日開催の臨時株主総会においてそれぞれ選任された取締役の任期は、平成19年開催の定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、期日経過後これを削除する。

以 上